

株主各位

定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

第31期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）

■事業報告

1. 新株予約権等に関する事項
2. 業務の適正を確保するための体制
3. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
4. 会社の支配に関する基本方針

■計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

株式会社マーキュリーリアルテックイノベーター

上記事項は、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（<https://mcury.jp/>）に掲載することにより、株主の皆様提供したものとみなされる情報です。

1. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第5回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議日		2018年12月20日	2019年2月25日
新株予約権の数		278個	20個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 27,800株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 2,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引き換えに払い込みは要しない	新株予約権と引き換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 45,000円 (1株当たり 450円)	新株予約権1個当たり 45,000円 (1株当たり 450円)
権利行使期間		2020年12月21日から 2028年12月20日まで	2021年2月26日から 2029年2月25日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 1
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 200個	新株予約権の数 20個
		目的となる株式数 20,000株	目的となる株式数 2,000株
		保有者数 1名	保有者数 1名
	社外取締役	新株予約権の数 78個	新株予約権の数 1個
		目的となる株式数 7,800株	目的となる株式数 1株
		保有者数 1名	保有者数 1名
	監査役	新株予約権の数 1個	新株予約権の数 1個
		目的となる株式数 1株	目的となる株式数 1株
		保有者数 1名	保有者数 1名

(注) 1. 第5回新株予約権及び第6回新株予約権の行使条件は以下のとおりです。

- ① 新株予約権の権利行使は、1個単位で行うことができる。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権の行使時においても当社の取締役、参与または従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了または辞任による退任及び定年退職または転籍の場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ③ 新株予約権の割当てを受けた者が死亡したときは、相続人は新株予約権を行使できないものとする。
- ④ 新株予約権の行使期間のほか、以下の定めに従って、割当新株予約権の全部または一部を行使するものとする。ただし、取締役会の決議により、本期間区分によらない割当新株予約権の行使を認めることができるものとする。
 - (a) 権利行使期間の開始日（当該日を含む。）より1年間は、割当新株予約権個数の1/3まで新株予約権を行使することができるものとする。
 - (b) 上記(a)で定める期間が経過した日より1年間は、割当新株予約権個数の2/3まで（ただし、上記(a)で行使されたものを含む。）新株予約権を行使することができるものとする。
 - (c) 上記(b)に定める期間が経過した日より以降は、割当新株予約権のすべて（ただし、上記(a)及び(b)で行使されたものを除く。）を行使することができるものとする。上記(a)、(b)、(c)の計算の結果、新株予約権に1個未満の端数が生じる場合は、小数点第1位以下を切り上げるものとする。

		第7回新株予約権	第8回新株予約権
発行決議日		2021年1月29日	2021年1月29日
新株予約権の数		1,000個	91個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 100,000株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 9,100株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 1,650円	新株予約権と引き換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 75,000円 (1株当たり 750円)	新株予約権1個当たり 75,000円 (1株当たり 750円)
権利行使期間		2021年2月1日から 2031年1月31日まで	2023年1月30日から 2031年1月29日まで
行使の条件		(注) 2	(注) 3

役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	1,000個 100,000株 1名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	91個 9,100株 2名
	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名

(注) 2. 第7回新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
 - (a) 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。
 - (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。
- ② 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ③ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(注) 3. 第8回新株予約権の行使条件は以下のとおりです。

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。

		第9回新株予約権	
発行決議日		2021年6月30日	
新株予約権の数		25個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき)	2,500株 100株
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり	1,670円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり)	76,000円 760円
権利行使期間		2023年7月1日から 2031年6月30日まで	
行使の条件		(注) 4	
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名
	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	25個 2,500株 1名

(注) 4. 第9回新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
 - (a) 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。
 - (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場

合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

- (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。(2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

- ② 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
 ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 ⑤ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

(注) 5. 当社は、2021年11月 2 日付で普通株式 1 株につき100株の割合で株式分割を行っておりますので、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

		第10回新株予約権	
発行決議日		2021年 6 月30日	
新株予約権の数		6個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式	600株
		(新株予約権 1 個につき	100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引き換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり	76, 000円
		(1 株当たり	760円)
権利行使期間		2023年 7 月 1 日から 2031年 6 月30日まで	
行使の条件		(注) 1	
使用人等への 交付状況	当社使用人	新株予約権の数	6個
		目的となる株式数	600株
		交付対象者数	2名

(注) 1. 第10回新株予約権の行使条件は以下のとおりです。

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 ② 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
 ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(注) 2. 当社は、2021年11月 2 日付で普通株式 1 株につき100株の割合で株式分割を行っておりますので、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項 該当事項はありません。

2. 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正性を確保するための体制として2020年12月開催の取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行い、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、全社的な内部統制システムの整備に関する基本方針を決定及び適切に運用し、それに従い職務執行しているかを監督します。
 ② 内部監査及び監査役監査を実施し、職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認します。

- ③ 内部通報規程を制定し、業務執行に係るコンプライアンス違反及びそのおそれに関して、通報・相談を受け付けるための窓口を設置するとともに、通報者等の保護を徹底します。
- ④ 会社規程集（定款を含む）を整備し、取締役及び使用人が常に目をとおせる状態にします。

（２）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報または文書は、社内規程に基づき適切に保存及び管理します。
- ② 情報の管理については、情報セキュリティマネジメントシステム及び個人情報保護マネジメントシステムの規格に基づき適切に管理します。
- ③ 取締役及び監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものとします。

（３）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク・コンプライアンス規程」に必要な条項を定め、リスク管理体制を構築・整備・運用します。万一重大な事案が発生した場合は、損失または不利益を最小化するため適切な措置を講じます。
- ② 内部監査担当は、各部署のリスク管理の状況が適切であるかを随時モニタリング及びレビューし、代表取締役に報告します。

（４）取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役及び執行役員の担当業務及び職務権限を明確にし、会社の機関相互の適切な役割分担と連携を確保し、チェック機能の強化と業務執行の効率化を図ります。
- ② 取締役会において、中期経営計画及び年度予算を策定し、各部署において達成すべき目標を明確化するとともに、経営環境の変化に機敏に対応しつつ連携を保つため、必要な情報を全社的に共有する環境を整備します。定例の取締役会を毎月１回以上開催し、重要事項の決定及び取締役並びに執行役員の業務執行状況の監督を行います。

（５）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びに使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性に関する事項

- ① 当社は、監査役の職務を補助する使用人は配置していませんが、取締役会は監査役会と必要に応じて協議し当該使用人を配置します。
- ② 補助すべき期間中は、任命された使用人への指揮及び評価権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとします。

（６）監査役補助人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役補助人は、監査役の指揮命令に従って、監査業務を補佐するものとします。
- ② 当該監査役補助人の任免、異動、人事考課、懲罰については、監査役の同意を得たうえで行うものとし、取締役からの独立性を確保するものとします。

（７）監査役補助人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役補助人が監査役の指揮命令に従う旨を、取締役及び使用人に周知徹底します。

（８）取締役及び使用人が監査役に報告するための体制と当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて適時・適切に監査役または監査役会と情報を共有します。
- ② 重要な稟議書は監査役が閲覧可能な状態となるよう情報共有を行います。
- ③ 監査役への報告を行った者に対し、報告したことを理由とする一切の不利な扱いを禁止します。

（９）監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、監査役監査基準に基づき精算処理を行います。

（１０）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役会に出席し、業務の執行状況を常に把握できる体制とします。
- ② 内部監査担当及び監査法人との定期的な連絡会として三様監査会議を設けて連携と情報共有を深め、実効的かつ効率的な監査が行えるようにします。

（１１）財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つとして位置付け、財務

報告の信頼性確保を推進します。

- ② 内部統制が有効に機能する体制構築を進め、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐように管理します。
- ③ 金融商品取引法等の関連法令との適合性を十分考慮したうえで、諸規程の整備及び運用を行います。

3. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の内部統制システムの整備を行い、取締役会のほか、リスク・コンプライアンス管理委員会を開催し、継続的に経営上のリスクについて検討しております。これらにより、必要に応じて社内諸規程及び業務プロセス等の見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上しております。

常勤監査役は、監査役監査のほか、社内の重要な会議体への出席や管理職者との面談等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備しております。

また、専任の担当者による内部監査を定期的の実施しており、日々の業務が法令、定款及び社内諸規程に則って運用されているかを検証しております。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

株主資本等変動計算書

(自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)

(単位：千円)

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
				繰越利益 剰余金					
当期首残高	45, 400	10, 000	10, 000	126, 918	126, 918	△1, 250	181, 068	1, 650	182, 718
当期変動額									
新株の発行	195, 707	195, 707	195, 707				391, 414		391, 414
当期純利益				131, 068	131, 068		131, 068		131, 068
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								41	41
当期変動額合計	195, 707	195, 707	195, 707	131, 068	131, 068	—	522, 482	41	522, 524
当期末残高	241, 107	205, 707	205, 707	257, 987	257, 987	△1, 250	703, 551	1, 691	705, 242

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの 移動平均法による原価法

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品 総平均法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

原材料及び貯蔵品 最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以後に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～39年

工具、器具及び備品 3～15年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用期間（3～5年）に基づいております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度より適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を開示しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

自社利用のソフトウェアの資産性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度末の無形固定資産のソフトウェア残高86,185千円のうち83,047千円及びソフトウェア仮勘定の残高16,848千円は、プラットフォーム事業のSaaS型サマリネットに係るもの

です。

②当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

自社利用のソフトウェアについては、将来の収益獲得または費用削減が確実であることが認められる場合に、無形固定資産に計上することが認められています。

当社は、SaaS型サマリネットについて、将来の収益獲得見込額が資産計上された開発費用を上回っていることから資産性があると判断しソフトウェアとして計上しており、社内における利用可能期間（3年）に応じて償却を行っております。

③主要な仮定

SaaS型サマリネットは既存のサービスであるクライアントサーバ型サマリネットのリプレイス版であり、インターネットを介して提供されるマーケティングシステムです。クライアントサーバ型サマリネットの継続率は高い水準を維持しており、SaaS型サマリネットも同様に高い継続率が見込まれます。将来の収益獲得を判断するにあたり用いた主要な仮定は、クライアントサーバ型サマリネットからの切り替えによるSaaS型サマリネットの月額ライセンス料の増加であり、その仮定に基づいて将来の収益獲得見込額を算出しております。

④翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定であるクライアントサーバ型サマリネットからの切り替えによるSaaS型サマリネットの月額ライセンス料の増加は、経営環境の変化による不確実性が存在し、関連する事業の採算が悪化することによって収益獲得額が想定額よりも減少し、翌事業年度の計算書類において、投資したソフトウェアの一部について投資回収が見込まれず、費用処理する可能性があります。

4. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症について、今後の広がり方や収束時期を予測することは困難ですが、当事業年度における当社の事業活動へ与える影響は限定的であります。

したがって、当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響は軽微であると仮定して繰延税金資産の回収可能性などの会計上の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化・深刻化し、当社の事業活動に支障が生じる場合、翌事業年度以降の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 14,957千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 2,735,000株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 10,000株

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 225,700株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
未払事業税	3,475
賞与引当金	4,298
減価償却超過額	3,759
投資有価証券評価損	11,063
敷金償却	735
保証金償却	515
その他	716
繰延税金資産小計	24,563
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△11,784
繰延税金資産合計	12,779
繰延税金資産の純額	12,779

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.0%
税額控除	△4.1%
住民税均等割等	0.6%
留保金課税	4.6%
税率変更による影響	1.0%
評価性引当額の増減	△0.6%
その他	△0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.4%

(3) 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

2022年2月の株式上場に際して行われた公募増資の結果、資本金が増加したことに伴い、外形標準課税が適用されることになりました。

これに伴い、繰延税金資産の計算に使用される法定実効税率は従来の34.6%から30.6%となります。

この税率変更により繰延税金資産の金額が1,946千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

(a) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入や第三者割当増資による方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

資金運用については、安全性の高い金融資産で運用しており、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(b) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である買掛金及び未払金は、1ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済期限は決算日後、最長で3年後であります。

(c) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、社内規程に従い、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握を図っております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、資金繰り表を作成し、資金需要を把握しております。また、一定の手許流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(d) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合に合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（(注) 2. 参照）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	631,377	631,377	—
(2) 売掛金	192,221		
貸倒引当金	△38		
	192,182	192,182	—
資産計	823,560	823,560	—
(1) 買掛金	69,541	69,541	—
(2) 未払金	34,969	34,969	—
(3) 短期借入金	40,000	40,000	—
(4) 長期借入金(※)	53,900	53,642	△257
負債計	198,411	198,153	△257

(※) 一年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)買掛金、(2)未払金、(3)短期借入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2022年2月28日)
非上場株式	15,378

非上場株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

3 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	631,350	—	—	—
売掛金	192,221	—	—	—
合計	823,572	—	—	—

4 短期借入金及び長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	40,000	—	—	—	—	—
長期借入金	26,900	12,000	12,000	3,000	—	—
合計	66,900	12,000	12,000	3,000	—	—

9. 持分法損益等に関する注記

当社は、関連会社がありませんので、持分法損益等を記載しておりません。

10. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産

258円18銭

1株当たり当期純利益

54円74銭

(注) 当社は、2021年11月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

12. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2022年4月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について次のとおり決議いたしました。

(1) 自己株式の取得の目的

将来の資本業務提携や役職員のインセンティブ等に備えるため。

(2) 取得の内容

- ① 取得する株式の種類 当社普通株式
- ② 取得する株式の総数 45,000株を上限とする
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合1.65%）
- ③ 株式の取得価額の総額 57,150千円を上限とする
- ④ 取得期間 2022年5月16日～2022年10月31日
- ⑤ 取得方法 市場買付